

# かさまつ



昨年の春まつりより(奈良津堤)

	ページ
●平成18年度予算 .....	2～5
●第1回笠松町議会定例会開会 .....	6～7
●公共施設の使用料が変わります .....	8
●かさまつまちづくりガイド .....	9
●笠松春まつり開催 .....	12～13
●情報BOX .....	16～22

2006

NO. 947

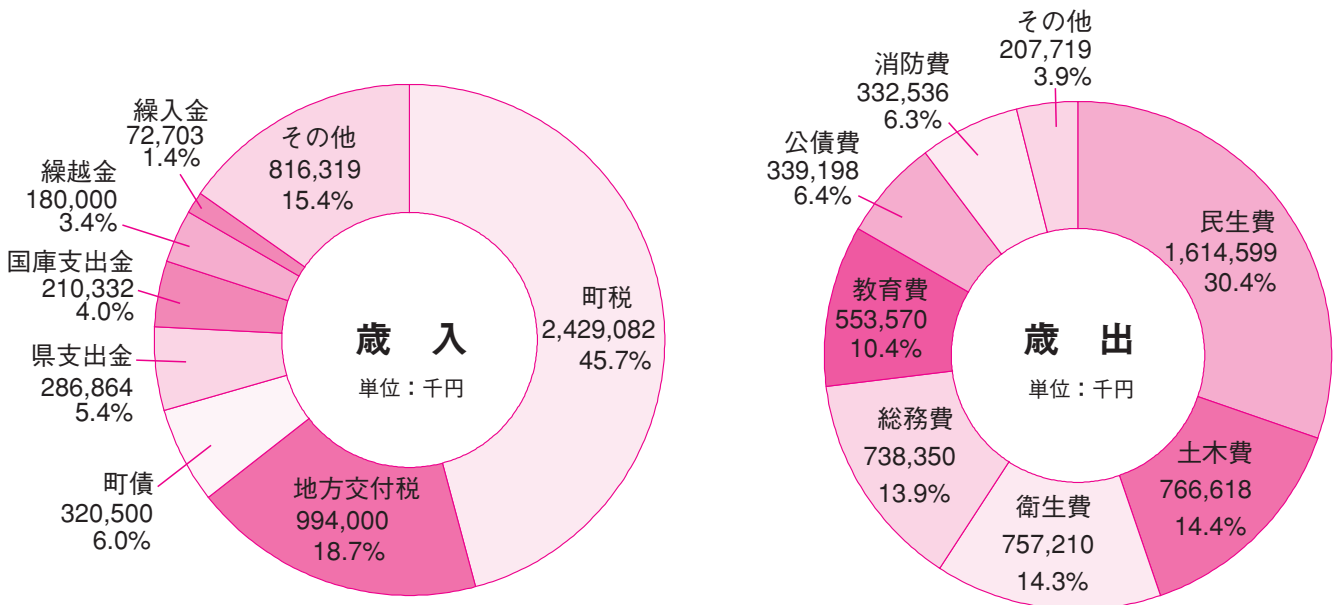
4

# 平成18年度予算 総額118億2,343万円

平成18年度の町予算が3月に開催された第1回笠松町議会定例会で可決されました。一般会計は、53億980万円（前年度当初比1.5%増）特別・企業会計は、65億1,363万円（前年度当初比4.9%増）で、総額118億2,343万円（前年度当初比3.4%増）です。

行財政改革推進プランの具現化を第1目標とし、より厳しく踏み込んだ行財政改革を進めるとともに、「選択と集中」によりメリハリのある施策を目指し先例や慣例など過去にとらわれることなく、優先順位の厳しい選択に努めました。

## 一般会計予算 53億980万円 歳入・歳出予算の構成



### 主な財政用語の解説

#### 歳入

町税	町民税、固定資産税や軽自動車税など皆さんが納められる税金
地方交付税	町の財政事情に応じて所得税、法人税および酒税など国の税金から交付されるお金
町債	事業をするときに国や銀行から借りるお金
国庫支出金	町の特定の事業に対して国および県から出るお金
県支出金	町の特定な事業に対して国および県から出るお金
繰越金	前年度から繰り越したお金
繰入金	目的を定め積み立てた基金や他の会計から繰り入れられたお金

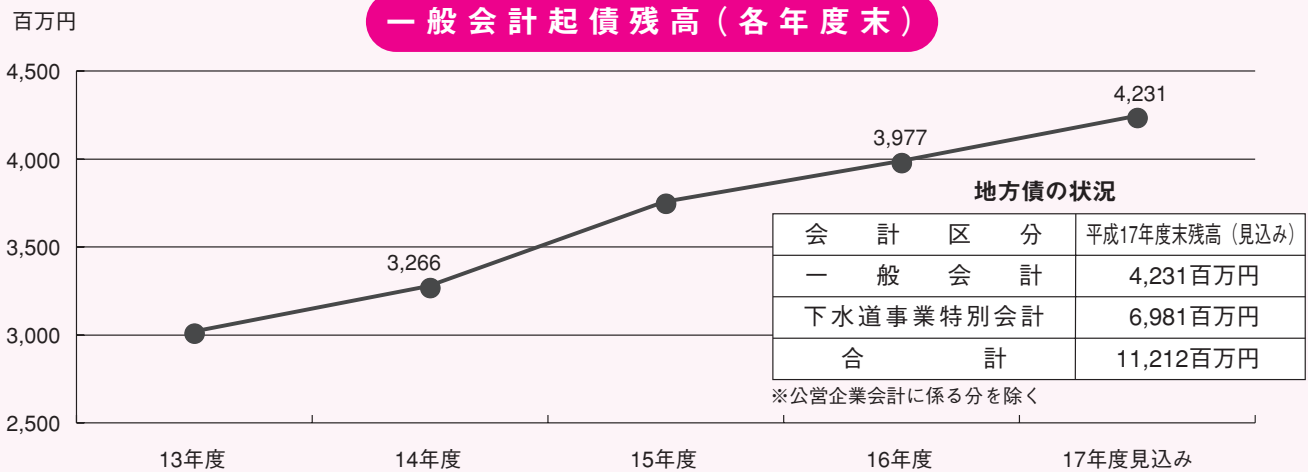
#### 歳出

民生費	乳幼児・高齢者・障害者の福祉、保育所の運営などに使われるお金
土木費	道路、河川および公園などの整備に使われるお金
衛生費	健康診断・予防接種やごみ・し尿処理などに使われるお金
総務費	一般的な事務管理、公共施設巡回町民バスなどに使われるお金
教育費	学校教育・社会教育などに使われるお金
公債費	借入金の返済に使うお金
消防費	火災や水害への備えなどに使うお金

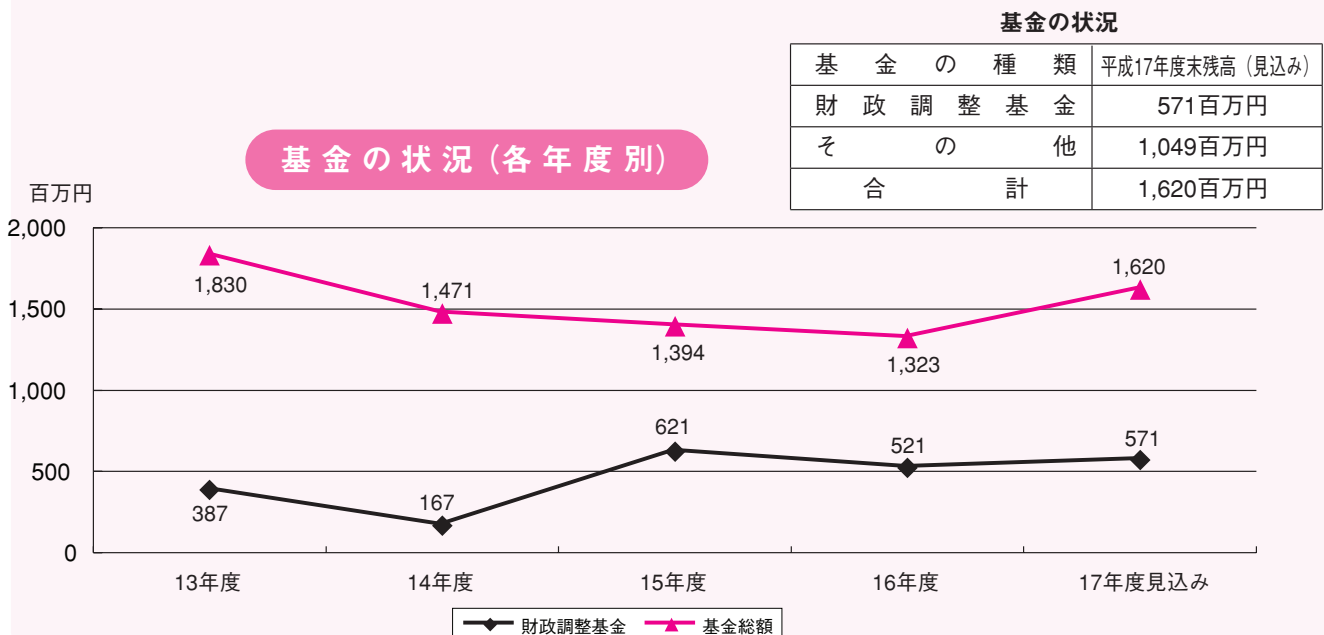
# 会計別予算一覧

会計名	平成18年度予算	平成17年度予算	比較	対前年度比
(1) 一般会計	5,309,800 千円	5,230,000 千円	79,800 千円	1.5 %
(2) 老人保健特別会計	1,838,000 千円	1,854,750 千円	△ 16,750 千円	△ 0.9 %
(3) 国民健康保険特別会計	2,261,080 千円	2,191,280 千円	69,800 千円	3.2 %
(4) 介護保険特別会計	1,197,950 千円	1,025,640 千円	172,310 千円	16.8 %
(5) 下水道事業特別会計	839,640 千円	795,880 千円	43,760 千円	5.5 %
(6) 水道事業会計	376,960 千円	340,678 千円	36,282 千円	10.6 %
総額	11,823,430 千円	11,438,228 千円	385,202 千円	3.4 %

## 一般会計起債残高(各年度末)



## 基金の状況(各年度別)



# 平成18年度主要事業

## 「安全で 安心して 暮らしていけるまち」を目指して ～ 自助・共助・公助による住民協働のまちづくり ～

### ○少子化対策事業（子育て支援施策）

- ・乳幼児、児童、生徒医療費助成事業（継続）……………〔9,263万7千円〕  
入院は15歳（義務教育終了）まで、通院は10歳（小学校4年生）まで医療助成します。
- ・放課後児童クラブ運営事業（新規）……………〔1,976万3千円〕  
小学校1年生から3年生の児童を対象に授業終了から19時まで各小学校で預かります。
- ・第一保育所運営事業（新規）……………〔3,679万4千円〕  
民営化になります。（町地域振興公社が運営）また、生後3ヶ月から保育を実施します。
- ・児童手当支給事業（継続）……………〔1億6,611万3千円〕  
現在支給対象の小学校3年生までを6年生まで拡大します。
- ・乳幼児、児童健康支援一時預かり事業（新規）……………〔1万6千円〕  
病気の回復期にある児童等で、集団保育が困難な場合に松枝保育所で預かります。（病後児保育所）

### ○高齢者対策事業（高齢者を活かしたまちづくり施策）

- ・シニアグループ活動支援事業（新規）……………〔100万円〕  
老人クラブ等が公益性のある事業を実施する場合に助成します。
- ・高齢者入浴サービス事業（継続）……………〔261万3千円〕  
福祉会館での浴場開設回数を2回から3回へ増やします。
- ・高齢者大学事業（新規）……………〔12万4千円〕  
高齢者を対象に、多様な学習機会を提供し、生きがいのある生活が送れるよう開校します。
- ・敬老会、敬老のつどい開催事業（継続）……………〔47万2千円〕  
75歳以上を対象に敬老のお祝いをします。

### ○歴史文化教育事業（生涯、学校、家庭教育施策）

- ・生涯学習講座開催事業（継続）……………〔456万7千円〕  
町民が気軽に受講できるよう40講座を開催予定しています。
- ・小中学校教育学習支援事業（継続）……………〔1,485万円〕  
多動性児童、生徒に対応するため非常勤講師の大幅な増員配置をします。
- ・歴史文化ふるさとサポート事業（新規）……………〔9万8千円〕  
探検ウォークラリーや町内文化財探訪などを行い、文化財や歴史にふれあう機会を提供します。

### ○防災防犯対策事業（社会的弱者対策、情報提供施策）

- ・木造住宅耐震診断、改修助成事業（継続・新規）……………〔640万円〕  
耐震診断に対する助成の継続と耐震診断の結果により耐震補強工事の必要となった場合の工事（改修）に対する助成を新たに行います。
- ・国民保護計画策定事業（新規）……………〔20万2千円〕  
国民の生命、財産を有事の際に保護するために策定します。

- ・緊急時情報伝達システム事業（新規）……………〔40万4千円〕  
災害時等において緊急を要する情報を携帯電話やパソコンに迅速かつ的確に発信します。  
（あんしんかさまつメール）

## ○環境対策事業（廃棄物減量化、資源化、リサイクル化施策）

- ・資源ごみ集団回収事業（継続）……………〔64万2千円〕  
資源ごみ集団回収モデル地区を継続して行い、10月から全町的に展開します。
- ・分別収集処理処分事業（新規）……………〔182万9千円〕  
住民協働による町ぐるみで再資源化を目指すため、資源ごみ（カン・ビン）の細分化による分別収集を行います。
- ・エコファミリー登録事業（新規）……………〔7万8千円〕  
ごみの減量、リサイクル活動、省エネルギー等の実践目標を決め、各世帯で実践します。

## ○その他の行財政改革推進施策

- ・児童生活習慣病予防事業（継続）……………〔29万9千円〕  
小学校5年生を対象に生活習慣病血液検査を実施します。また、事後指導の充実も図ります。
- ・介護予防事業（新規）……………〔561万6千円〕  
要介護者にならないように、運動機能訓練、栄養改善、口腔機能向上など、予防の充実を図ります。
- ・公共施設巡回町民バス運行事業（継続）……………〔2,930万円〕  
車いすでの乗車に対応するためリフト付き二枚扉公共施設巡回町民バスを購入します。
- ・協働型町民活動促進事業補助事業（新規）……………〔1,100万円〕  
町民団体の公益性な活動を支援し、住民協働のまちづくりを進めるための制度を確立します。
- ・公共下水道事業（継続）……………〔1億5,480万5千円〕  
公共下水道の工事（延長870m）を推進します。

## ○歳入を確保するための施策

- ・広告掲載事業の拡充  
ホームページ、広報紙、公共施設巡回町民バス、資源とごみのカレンダー等への広告を掲載募集します。
- ・公共施設使用料の改定  
7月から公共施設の使用料及び減免制度を改定します。
- ・特別滞納整理事業  
嘱託員を雇用し、滞納整理を強化します。



# 第二回 笠松町議会定例会開催

平成十八年第一回笠松町議会議定例会が三月三日（金）から十二日（水）まで開催され、次の案件が原案のとおり可決されました。

▽笠松町収入役事務兼掌条例について

四月一日より、笠松町に収入役を置かないこととするため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例について

平成十八年度から、インターネットによる例規の公開を開始することにより、既に存在する例規を左横書きとするため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町の公益法人等への職員

の派遣等に関する条例について  
四月一日から、職員を財団法人市町村職員研修センター、財団法人笠松町地域振興公社へ派遣するため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町子育て支援事業の実施に関する条例について

放課後児童クラブ及び乳幼

児健康支援一時預かり等の事業を、子育て支援事業として位置づけその利用に対する利用料を設定するため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町国民保護協議会条例について

▽笠松町国民保護対策本部及び笠松町緊急対処事態対策本部条例について

右の二議案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、市町村における国民保護協議会、市町村における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を規定するもの。

▽笠松町ことばの教室設置条例を廃止する条例について

ことばの教室の運営を、財団法人笠松町地域振興公社に移管するため、所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

非常勤の特別職職員の報酬

額を、一律一〇パーセントカットするもの。

▽笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、当町の一般職員等の給与に関し、所要の規定整備を行うもの。

## ◆主な内容

○全給料表の水準の引下げ  
行政職給料表 人事院勧告平均改定率△4・8%

○職務の級を統合  
医療職給料表 人事院勧告平均改定率△3・0%

○勤務成績に基づく昇給制度の導入  
勤務成績に基づく昇給制度の導入

○現行の号給を四分割し、一号給当たりの昇給額を縮減  
現行の号給を四分割し、一号給当たりの昇給額を縮減

○昇給時期を年一回（二月）に統一  
昇給時期を年一回（二月）に統一

○各職員層ごとに昇給区分（五段階）に応じた昇給号給数を設定  
各職員層ごとに昇給区分（五段階）に応じた昇給号給数を設定

▽笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

▽笠松町公民館条例の一部を改正する条例について

▽笠松町学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例について

▽笠松町総合会館条例の一部を改正する条例について

▽笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について

▽笠松町緑会館条例の一部を改正する条例について

▽笠松町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例について

右の七議案は、行財政改革による使用料及び減免規定の見直しにより、施設使用料を改正するもの。（使用

料は、平成十八年七月一日以後の使用に係る使用料から適用）

▽笠松町児童館設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の「管理委託制度が廃止され、指定管理者制度」が創設されたことによる所要の規定整備と、行財政改革による使用料及び減免規定の見直しにより、施設使用料を改正するもの。（使

用料は、平成十八年度から平成二十年まで）介護保険事業計画に基づき、介護保険料等について、所要の規定整備を行うもの。

◆主な改正

○保険料の段階を現行の五

段階から六段階に細分化し、新たな保険料額を規定

第一段階二万八千五百円

第二段階二万八千五百円

第三段階四万二千八百円

第四段階五万七千円

第五段階七万三千三百円

第六段階八万五千五百円

○施行期日 平成十八年四月一日から

▽笠松町防災会議条例の一部を改正する条例について

柳津町が平成十八年一月一日に岐阜市と合併したことに伴い、新たな規定整備を行うもの。

▽旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の

社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の変更に関する協議について

行財政改革による使用料及び減免規定の見直しにより、

羽栗社会教育施設を笠松町の団体が利用する場合には、当

町の使用料を徴収することに伴い、規約変更をするもの。

(平成十八年七月一日以後の許可に係る事務から適用)

▽岐阜県市町村職員退職手当組

合規約の一部を改正する規約について

平成十八年一月一日の柳津

町の岐阜市への合併、平成十

八年一月二十三日の土岐郡笠

原町が多治見市への合併並び

に平成十八年三月二十七日の

養老郡上石津町及び安八郡墨

俣町の大垣市への合併に伴う

もの。

▽木曾川右岸地帯水防事務組合

規約の変更に関する協議について

▽羽島郡広域連合規約の一部を

改正する規約について

右二議案は、笠松町が収入

役を廃止することに伴い、規

約変更を行うもの。

▽補正予算

・平成十七年度一般会計

松枝小学校並びに下羽栗小

学校のアスベスト除去に対す

る、優良建築物整備事業補助

金及び起債の増額、笠松保育

に事業精算に伴う余剰金による財政調整基金への積立金の増額のほか、各種事業費及び

国県支出金の確定など総額四

百九十七万七千円を増額補正

するもの。

・平成十七年度老人保健特別会

計

医療費の増加及び支払基金

交付金の交付額が過少となる

ことが見込まれることにより、

その不足額を一般会計から繰

入れを行うため、総額三千八

百三十八万四千円を増額補正

するもの。

・平成十七年度国民健康保険特

別会計

基盤安定負担金の確定によ

る、一般被保険者療養給付費

に係る負担金の減額、高額医

療費共同事業拠出金の確定に

よる負担金の減額並びに余剰

留保資金積立による国民健康

保険基金積立金の増額など、

総額三千五百五十三万七千円

を増額補正するもの。

・平成十七年度介護保険特別会

計

制度改正による高額介護サ

ービス費の増額とこれに伴う

国県支出金、支払基金交付金

及び一般会計繰入金の増額、

介護保険事業計画期間におい

て、財源不足が見込まれるた

めの県財政安定化基金貸付金

の増額とこれに伴う一般会計繰入金の減額のほか、事業費の確定など、総額百一十二千

円の減額補正をするもの。

・平成十七年度下水道事業特別

会計

事業費の確定などに伴い、

総額二千八百九十三万円を減

額補正するもの。

・平成十七年度水道事業会計

給水装置新設の申込者増加

による新設給水費の増額及び

下水道工事に伴う工事費等の

精算による増額など、総額三

百八万九千円を増額補正する

もの。

▽平成十八年度当初予算

一般会計外五会計予算

(二・三ページ参照)

▽補正予算

・平成十七年度一般会計

岐阜県低所得者の介護保険

サービスの利用負担額

軽減制度事業の実績による、

介護保険利用者負担軽減対策

給付費の増額と、これに対す

る介護保険利用者負担額減免

措置事業費補助金の増額並び

に廃棄物民間最終処理場の行

政代執行に係る協力が生じた

ことによる、岐阜羽島衛生

施設組合の負担金の増額など、

総額三百四十万二千円を増額

補正するもの。

## 教育者表彰

### 古澤哲男さん



十二月十二日、東京国際フォーラム(東京都千代田区丸の内)で、古澤哲男さん(北及)が、平成十七年度教育者表彰を受賞され、文部科学大臣より授与されました。古澤さんは、昭和四十三年四月に教職に就かれ、平成十五年四月から加納中学校長を、同時に県小中学校長会教育問題審議会会長、平成十六年四月から同専任副会長、平成十七年四月から同校長会長の勤めるなど多方面で活躍されており、こうした功績が認められたものです。

## 寄附

二月十三日、岐阜中央ライオンズクラブ(岐阜市藪田南)から「青少年健全育成推進のために役立ててください」と、Eポート関連備品のトランシーバー五台および子ども用パドル十五本の寄附がありました。町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。

平成18年  
7月1日の  
利用から

公共施設の  
使用料が  
変わります

町民の皆さんが公民館やグラウンドなどを利用するときに負担していただく公共施設使用料の見直しを行い、七月一日から新しい施設使用料となります。

この見直しは、「施設の利用者が施設の維持管理費を負担する受益者負担の徹底」「施設を利用する者と利用しない者との負担の公平」「全施設が均衡のとれた、分かりやすい料金体系の確立」を目的として行いましたので、その概要をお知らせします。

同じ種類の施設、部屋などの面積で使用料を算定しました

これまでは、施設の新旧や大小によって料金が違いましたが、同じ種類の施設ごとに、面積に応じた使用料に変更しました。

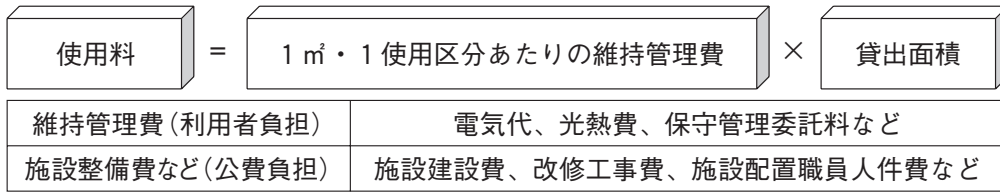
分かりやすい料金としました

これまでは、冷暖房機などを使用した場合は料金を加算していましたが、これらの料金を含んだ使用料としました。また、昼間と夜間の料金格差を無くし、統一した使用料に変更しました。

減免基準を見直しました

これまでは、使用される九割以上の団体が、料金の免除や減額の措置を受けて施設を使用していました。全施設が同じ基準で公共機関などが使用するとき以外は減免措置をしない、使用するかたに広く浅く使用料を納めていただく制度としました。

使用料算定方法のイメージ



7月以降の公共施設使用料金表(抜粋)

施設名		料金		
公民館などの屋内集会施設	中央公民館	大ホール	3,300円	
		集会室	1,000円	
		和室	800円	
		調理室	800円	
		茶華道室	400円	
		視聴覚室	600円	
		音楽室	900円	
		被服室	400円	
		手工芸室	400円	
		3の1会議室	300円	
	3の2会議室	600円		
	松枝公民館	集会室	1,100円	
		学習室1	700円	
		学習室2	400円	
	下羽栗会館	調理室	500円	
		学習室1	900円	
	福祉会館	学習室2(調理室)	400円	
		集会室1	300円	
		集会室2	500円	
	厚生会館	学習室2	800円	
集会室1		600円		
集会室2		500円		
コミュニティ消防センター	研修室	1,300円		
	研修室	600円		
緑会館	和室	200円		
	集会室	800円		
体育館などの屋内運動施設	町民体育館	2階全面	1,800円	
		卓球場	600円	
		剣道場	600円	
		柔道場	600円	
		南体育館	フロアー	700円
	スポーツ交流館	フィットネスルーム	800円	
		総合会館	ホール全面	1,800円
	笠松中学校屋内運動場	会議室1	500円	
		全面	1,400円	
		笠松小学校屋内運動場	全面	1,500円
		松枝小学校屋内運動場	全面	1,200円
		下羽栗小学校屋内運動場	全面	900円
		町民運動場	全面	500円
		緑地公園内運動場	全面	300円
	運動場・グラウンド・テニスコートなどの屋外体育施設	運動公園内運動場	全面	400円
江川運動場		全面	800円	
勤労青少年運動場		全面	1,100円	
米野運動場		全面	900円	
多目的運動場		全面	2,400円	
緑地公園内運動場テニスコート		1面	200円	
羽栗社会教育施設		1面	200円	
笠松中学校屋外運動場			400円	
笠松小学校屋外運動場			400円	
松枝小学校屋外運動場			600円	
下羽栗小学校屋外運動場		300円		

\*運動場・グラウンド・テニスコートなどの屋外体育施設は2時間単位の料金です。その他の施設は、9:00~12:30・13:30~17:00・18:00~21:30のそれぞれの料金です。  
\*この表に掲載されていない施設の使用料についてはホームページをご覧ください。各施設または企画課へお問い合わせください。



# かさまつまちづくりガイド

一町が取り組む施策や事業について  
わかりやすくご紹介しますー

## ① あんしんかさまつメール

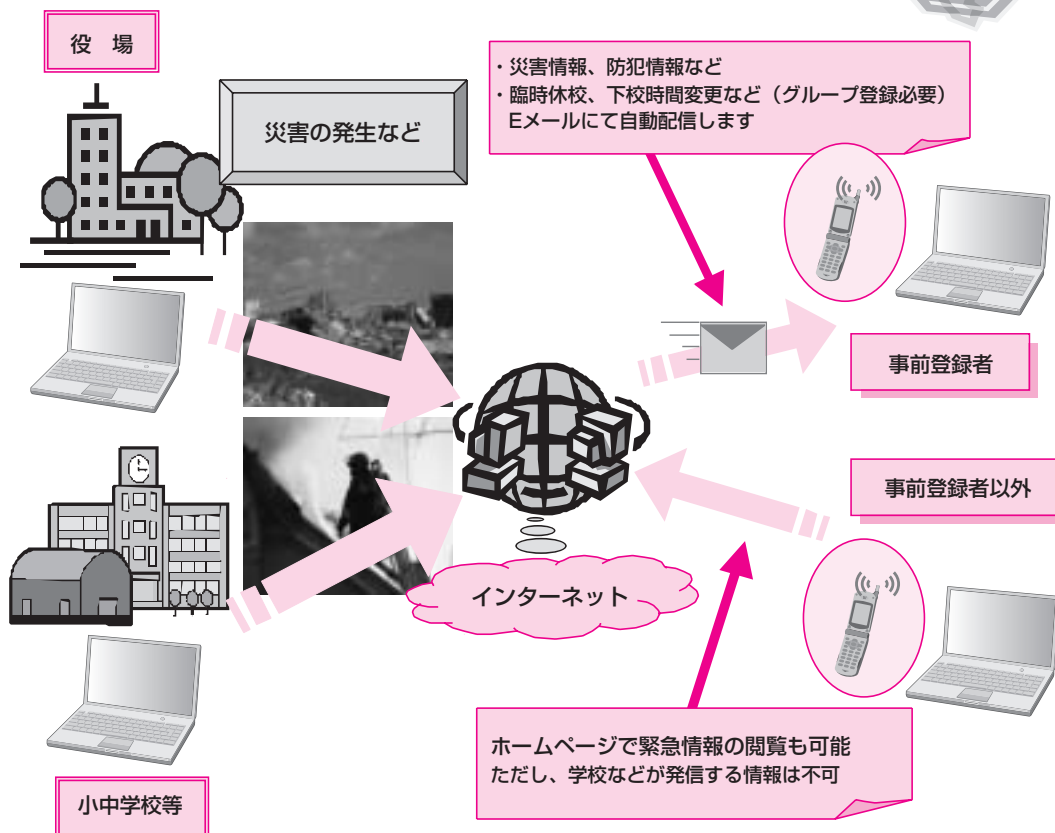
町では、「防災行政無線」により、屋外拡声子局9箇所と各世帯に貸与している戸別受信機から、災害などの広報を行っています。皆さんが自宅や笠松町内の勤務先などにいない場合に、情報が入手できないといった弱点があります。

「あんしんかさまつメール」は登録いただいたかたへ、緊急時における避難所・医療機関などの情報、住民の安全に関わる防犯情報など、緊急を要する情報を、携帯電話やパソコンの電子メールアドレスに配信するシステムで、仕事などにより町外へ出ている場合でも、場所や時間に制限されず情報を迅速に入手することができます。また、情報伝達の手段として文字を使用しますので、“聞き誤りなどが防止できる”“情報を再度確認できる”など、音声による情報伝達に比べ正しく皆さんに伝えることができます。さらに、4月に開設する各小中学校、町立保育所グループにご登録いただくことにより、学校などからの緊急の情報（臨時休校・行事予定の変更など）を、場所や時間に制限されず入手することもできます。（登録方法が一般登録と異なります。くわしくは各学校などを通じてお知らせします。）

地震や洪水などの災害に対して日ごろからの「備え」が大変重要になります。町では「防災行政無線」とあわせて、「あんしんかさまつメール」でいつでもどこでも防災・防犯情報を皆さんにお届けします。緊急時の情報収集手段としてぜひご登録ください。なお、「あんしんかさまつメール」の登録は無料です。（携帯電話でのメール受信に数円（文字データのみ）の通信料がかかります。）

下記のインターネットURLより利用規約を確認のうえ、ご登録ください。

登録URL (<https://www.sugumail.com/kasa/user/top.php>)



## 65歳以上のみなさんへ

# 介護保険が変わりました

### ◎平成18年度から介護保険料が見直されました

介護保険は、国・県・町の負担金と、40歳以上の方が納める保険料を財源に運営されています。高齢者のかたが安心して自立した生活を営むことができるように、町では「どのような介護サービスがどのくらい必要か」を見込み、65歳以上のかたの新しい保険料額を決定しました。（40歳以上65歳未満のかたの保険料については、加入している医療保険により異なります。）

### ○平成18～20年度介護保険料の金額

対 象 者	平成15～17年度	平成18～20年度	平成15～17年度	平成18～20年度
	段階及び基準額 に対する割合	段階及び基準額 に対する割合	年 額 (円)	年 額 (円)
老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税のかたまたは生活保護受給者のかた	第1段階 0.50	第1段階 0.50	21,500	28,500
市町村民税世帯非課税のかたで合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	※第2段階 0.75	※第2段階 0.50	32,300	28,500
市町村民税世帯非課税のかたで第2段階の対象者に該当しないかた		※第3段階 0.75		42,800
本人が市町村民税非課税のかた (第1～3段階を除く)	第3段階 1.00 (基準額)	第4段階 1.00 (基準額)	43,000	57,000
本人が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円未満のかた	第4段階 1.25	第5段階 1.25	53,800	71,300
本人が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円以上のかた	第5段階 1.50	第6段階 1.50	64,500	85,500

※従前の第2段階（市町村民税世帯非課税）が今回の保険料段階では二つに細分化され、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下か超えるかによって所得段階が分かれます。

- 今年度の介護保険料については、市町村民税の課税内容が確定するまでは前年度の保険料額で計算し（仮算定）、市町村民税の確定後に今年度の保険料額で再計算して（本算定）、年間保険料額を決定します。なお過不足分については、本算定後の納期で納付（または還付）します。くわしくは、4月中旬・8月中旬に郵送する納入通知書にてお知らせします。

○税制改正により保険料の所得段階が上がった場合

税制改正（年金課税の見直し及び高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により所得段階が上がるかたは、保険料負担の急激な増加を避けるため、平成18・19年度の2ヶ年にわたり各所得段階の基準額に対して低い割合が適用されます。

## ◎介護保険の制度改正について

介護保険制度が始まり7年目を迎え、制度が大幅に見直され平成18年度からさらに充実した制度になりました。

1. 介護を「予防」するサービスがスタート…軽度の要介護者に対して、状態の改善に向けた介護予防サービスや要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防サービスが始まります。
2. 住みなれた地域での自立支援…地域包括支援センターを創設し、高齢者の生活を総合的に支援します。また在宅と介護施設の中間的役割を担う地域密着型サービスも創設されます。
3. 介護サービスの質の確保・向上…全ての介護サービスが公正・公平に行われるように、介護サービス事業者の情報の公表や規制、ケアマネジメントの見直しが行われました。

## ◎4月1日から介護保険被保険者証が新しくなりました

新しい保険証を3月下旬にお手元に届くよう配達記録郵便で郵送しました。今回の保険証から有効期限がなくなりましたのでお手元に届いた保険証は必ず記載内容を確認し、大切に保管してください。

なお、4月1日以降介護サービスをご利用のかたはサービス提供事業者などに新しい保険証を提示してください。

古い保険証は回収しませんので、ハサミで切るなどしてご自身で処分してください。

介護保険の要介護認定申請中のかたは、3月下旬に届かないことがあります。保険証が届いていなかったり、ご不明な点があるときはお問い合わせください。

**【問合せ先】 福祉健康課 ☎388-7171**



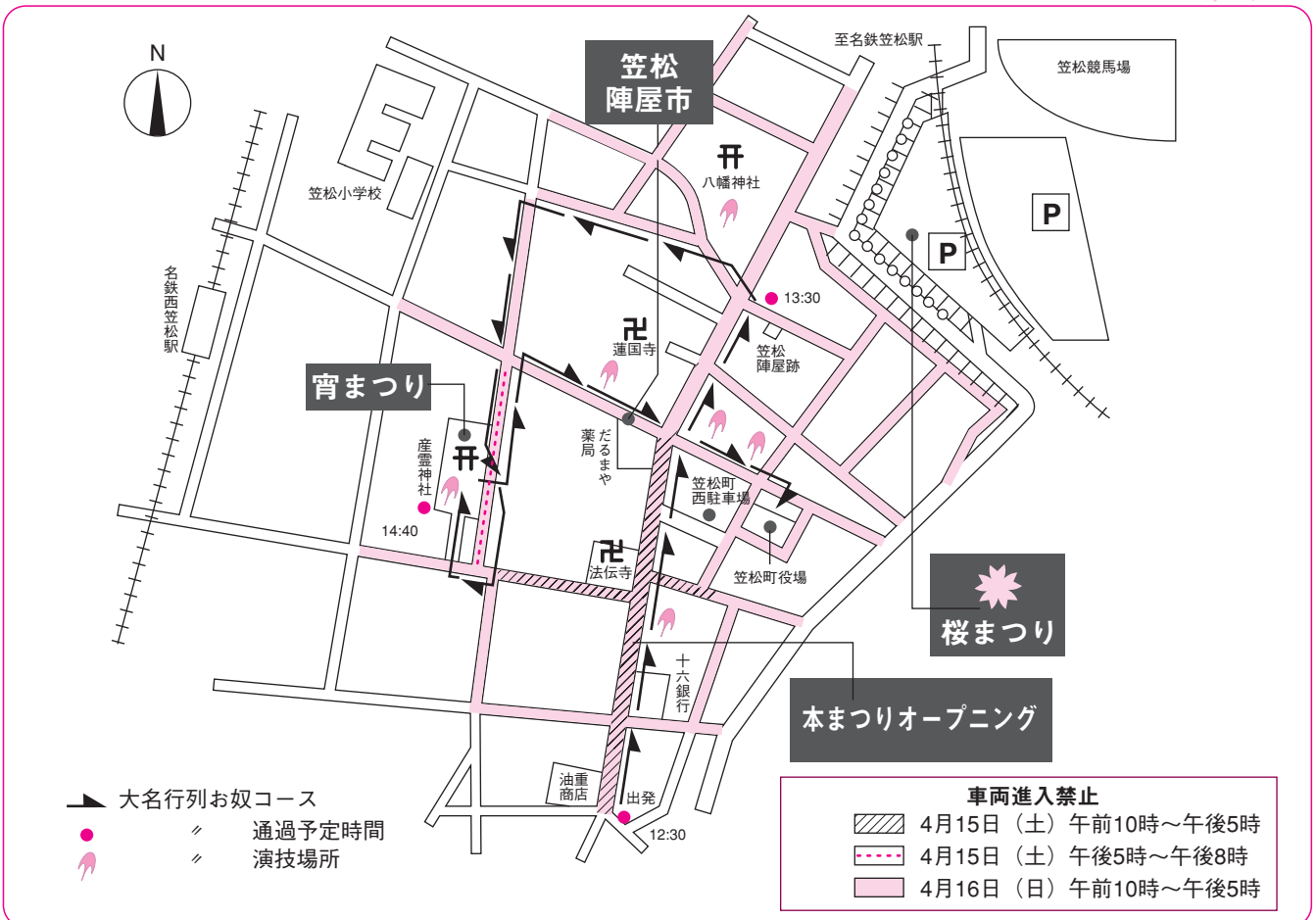
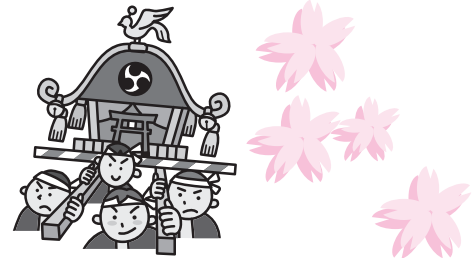
# 笠松春まつり開催



かさまつまちづくりイベント実行委員会主催の「笠松春まつり」が開催中の『桜まつり』を皮切りに16日(日)まで行われています。

期間中は『桜まつり』のほか『笠松陣屋市』『宵まつり』『本まつりオープニング』『大名行列お奴』など多彩な催しを用意しています。是非お出かけください。

なお、15日(土)と16日(日)の両日は、安全確保のため八幡神社、産霊神社、本町通り周辺などが車両進入禁止・駐車禁止となりますので、ご協力をお願いいたします。



## 笠松陣屋市

【日時】 4月15日（土）11時～16時  
 ※ふれあい子供広場は13時から  
 【場所】 本町通り～新町・産霊神社周辺  
 【内容】 即売会、フリーマーケット、駄菓子コーナー、ファミリー大相撲笠松本町場所 屋台コーナー（16日も実施）

## 桜まつり

【日時】 4月16日（日）まで  
 【場所】 奈良津堤三角駐車場～本町通り  
 【内容】 桜並木のライトアップ（22時まで）  
 ※ごみは各自持ち帰りましょう。安全確保と景観保全のため、ロープなどでの場所取りは禁止します。

## 本まつりオープニング

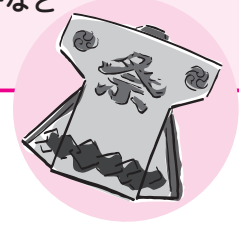
【日時】 4月16日（日）  
 11時～12時10分  
 【場所】 本町通り  
 【内容】 笠松清流太鼓の演奏、園児の演技 婦人会の踊り

## 宵まつり

【日時】 4月15日（土）  
 17時～20時30分頃  
 【場所】 産霊神社境内  
 【内容】 町内みこし奉納（二見町、八幡町、宮川町、西宮町）、バルーンショー 抽選会、屋台コーナーなど

## 大名行列お奴

【日時】 4月16日（日）  
 12時30分～15時15分  
 【場所】 本町通り～八幡神社～産霊神社～役場



### 笠松地域みこし等奉納時間（16日）

	八幡神社	産霊神社
春日・東陽・常盤町	12:00～12:30	13:30～14:00
泉 町	13:00～13:30	12:00～12:30
大名行列お奴	13:30～14:15	14:30～15:00
西 町	14:15～14:50	16:00～16:30
門 前 町	14:50～15:25	16:30～17:00
友 楽 町	15:25～16:00	13:00～13:30
奈良町・若葉町・西金池町	16:00～16:35	14:00～14:30
県 町	16:35～17:10	15:30～16:00

### 本まつりオープニング開催時間（16日）

	出 演 団 体	本 町 通 り
太鼓演奏	笠松清流太鼓	11:10
園児の演技	笠松保育園	11:30
	笠松幼稚園	11:35
	町立保育所	11:40
	笠松双葉幼稚園	11:45
民謡踊り	婦 人 会	11:50

- ◎松枝地域みこし実施町内 田代東、田代西、長池東、長池西、北及第一、北及第二、中門間、下門間 北門間、南栄町
- ◎下羽栗地域みこし実施町内 中野



# 見て学び、聞いて学び、 為すことで学び子ども

「松枝小の自慢は、挨拶、掃除、そしてがんばり山です。」

これは、丁度一年前の「一年生を迎える会」での児童代表の言葉です。本校が、日常の教育活動で重点として取り組んでいる挨拶や掃除が、「やっ」と子どもの中に定着してきたな。」と、嬉しい思いで聞いていました。

下の写真は、入学後半年ほど経過した時の一年生の掃除風景です。ひざを床につけて、丁寧に床を水拭きしています。しかも一言も声を発することなく、黙々と床を磨いているのです。

## かさまつの子

笠松町道德教育連絡会議



一方、別のフロアで掃除をしている高学年の子どもの様子をしてみました。その様子が左の写真です。やはり、同じようにひざを床につけて、黙々と汚れを拭き取っていました。子どもたちは、一体何を考えながら掃除をしているのか、高学年



の子どもに聞いてみると、「何も考えていません。」の言葉が返ってきました。

さて、子どもたちをこれほどまで無心にさせているものは何でしょうか。教師の手本を示しながらの掃除のやり方に関する指導は当然のことですが・・・一年生の子は、

ぞうさんがけをしている時、  
〇〇さんが「ピッカピカだね。」  
と喋ってくれたので、もつとぞうさんがけをがんばろうと思った。

と話しています。手本を示したりやり方を指導したりするだけでなく教師は、  
・きれいにすることのよさや喜びを実感させる指導  
・友達のよさに目を向け学ばせる指導  
を繰り返しているわけです。子どもは、「見て学び」「聞いて学び」そして「やっ」と、さらに、周囲の賞賛や方向付けの激励で成長していくものです。冒頭の子どもの自慢は、こうした指導や環境の中で生まれてきたものです。

松枝小学校

校長 清水雅裕

## 「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM(ダイレクトメール)や携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手法の手口が急増しています。

このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。

被害にあわないよう十分ご注意下さい。

「騙されないための心構え三か条」

(第一のポイント)

取引関係のないところから突然送られてくる、「お金貸します」とのダイレクトメール(DM)・携帯メール等にご注意。(低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告にご注意)

(第二のポイント)

融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口にご注意。(保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます)

(第三のポイント)

「貸します詐欺」かもしれない

困ったときはこちらへ

岐阜県消費生活センター 058 (265) 0999

受付時間/月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始は休み)

または、最寄りの警察署、県地域振興局(事務所)(岐阜・揖斐を除く)、お住まいの市町村の消費生活担当課

ホームページ <http://www.gifu-consumer.or.jp/>

「貸します詐欺」に関する東京都ホームページ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kasimasusagi.pdf>

と感じたら、送金の前に以下に問い合わせ。  
「貸します詐欺」被害ホットライン  
03-5320-4775  
(東京都貸金業対策課)

# 新たに下水道が利用できるようになりました!!

平成17年度の下水道工事が完了し、4月1日から米野、新町、長池、北及の各一部の区域で新たに下水道が利用できるようになりました。

この区域から排出される台所・便所・風呂・洗面所などの生活排水は、今までのように近くの側溝や水路などに流すことはできなくなり、下水道に流さなくてはなりません。

清潔で快適な生活が送れるよう一日も早く、排水設備の改造工事を行いましょ。また下水道が利用できる日から排水設備の改造工事を一年以内に実施完了されたかたには、一戸につき7万円のほか、決められた期間内に改造工事を完了されたかたにも、助成金を交付しています。

排水設備の設置工事や改造工事は必ず町の指定した「排水設備工事業者」へ依頼してください。詳しくは役場水道課までお尋ねください。

## 町老人福祉大会

高齢者の社会参加を推進しようと町老人福祉大会が2月22日、中央公民館で会員ら300人が参加して開催されました。

大会では、広江町長のあいさつのあと、伊藤町老人クラブ連合会長から多年にわたり単位老人クラブの会長として会の運営に貢献された皆さんに表彰が行われました。

引き続き、加藤県議会議員、服部岐阜地域福祉事務所長をはじめ来賓のかたがたからの祝辞や、長寿社会にいきがいを求め「健康・友愛・奉仕活動」などを積極的に展開していくことを趣旨とする大会宣言を可決しました。

大会終了後には、会員によるアトラクションが行われ、民謡、踊り、詩吟、カラオケなど日ごろの成果が披露されました。

なお、表彰を受けられた皆さんは次のとおりです。(敬称略)

### 【町老人クラブ連合会長表彰】

#### ▶個人

- 河出 幸夫 (上新町長寿会)
- 尾藤 巖 (月美みどり会)
- 速水 清 (泉町泉会)
- 棚橋 朗 (北及第一児クラブ)



## Sports & RECREATION

スポーツレクリエーション

### ジュニアオリンピックに出場

第28回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会が3月27日から30日まで東京辰巳国際水泳場において開催され、当町から南谷良治さん(門間)が400mメドレーレーの背泳ぎで、堀江みゆきさん(北及)が50m・100mバタフライに出場され、日ごろの練習成果を発揮し健闘されました。



## 町老連三世代囲碁・将棋大会

笠松町老人クラブ連合会主催の「三世代囲碁・将棋大会」が、2月12日福祉会館で行われました。

成績は、次のとおりです。

(敬称略)

### 囲碁の部

#### ▶A級の部

- 優勝 齊藤 宗利 瓢町
- 準優勝 加藤 司郎 県町
- 3位 山田 晋司 東陽町

#### ▶B級の部

- 優勝 森 智 米野
- 準優勝 岩崎 敏己 柳原町
- 3位 尾藤 富士雄 美笠通

#### ▶C級の部

- 優勝 羽淵 義晃 江川
- 準優勝 山田 恒治 東宮町
- 3位 市岡 辰夫 門間

### 将棋の部

#### ▶A級の部

- 優勝 伊藤 数彦 田代
- 準優勝 丹下 嘉治 朝日町
- 3位 安藤 憲宏 円城寺

#### ▶B級の部

- 優勝 村井隆太郎 柳原町
- 準優勝 田中 達也 中学生
- 準優勝 田中 貴士 中学生

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111  
 北 事 務 所 ☎387-6266  
 福 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171  
 中 央 公 民 館 (町体育協会事務局) ☎388-3231  
 歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156  
 総 合 会 館 ☎387-8432  
 福 社 会 館 ☎387-1121  
 町 社 会 福 祉 協 議 会 ☎387-5332

# 情報



## 個別予防接種（3か月～7歳6か月未満）のお知らせ

福祉健康課

個別予防接種は、毎月実施していますので、受けられるかたは、事前に医療機関に電話で予約をしてお出かけください。

なお、羽島郡二町以外へ転出された場合は受けられませんので、転出先の市町村でおたずねください。（転出後に受けられた場合は、自己負担となります。）

### 【持参するもの】

予防接種予診票（予防接種ガイド）

母子健康手帳

【問合先】福祉健康課

### 個別予防接種実施医療機関一覧表

医療機関名	住 所	電 話
伊藤医院	笠松町上本町13	387-2257
岩村医院	〃 門間1270	387-0180
おおかわ整形外科	〃 門間853	388-7666
片山クリニック	〃 田代1098-1	388-8700
小寺医院	〃 美笠通3-20	387-4504
こめの医院	〃 米野243	387-6010
杉山内科医院	〃 奈良町119	388-3600
羽島クリニック	〃 門間578-1	387-6161
まつなみ健康増進クリニック	〃 泉町10	388-0111
赤座医院上印食診療所	岐南町上印食7-12	247-2626
おおしろ内科	〃 野中2-94-1	249-1366
河合内科クリニック	〃 八剣8-43	247-6630
北田内科クリニック	〃 下印食2-45	278-1030
岐南外科医院	〃 三宅5-118	246-3553
沢田内科	〃 上印食3-178	247-5131
野尻女性クリニック	〃 八剣北4-87	246-7551
伏見医院	〃 三宅1-204	247-8828
サンライズクリニック	〃 野中3-220	247-3322
渡辺小児科	〃 八剣1-24	246-8882

## 休日診療のお知らせ

福祉健康課

4月の休日当番医は次のとおりです。必ず保険証をご持参ください。

なお、当番医が急用などで変更する場合がありますので、前もって役場で確認してください。

### 【内科系】診療時間9時～16時

#### ◆在宅当番医一覧表

日	医 師 名	所 在	電 話
2	渡辺小児科 渡辺喜代子	岐南町八剣	246-8882
9	赤座医院 赤座 壽	岐南町上印食	247-2626
16	伊藤医院 伊藤 健	笠松町上本町	387-2257
23	岩村医院 岩村 信之	笠松町門間	387-0180
29	おおしろ内科 大城 憲和	岐南町野中	249-1366
30	片山クリニック 片山 良彦	笠松町田代	388-8700

#### ◆二次的病院一覧表

日	病 院 名	所 在	電 話
2	松波総合病院	笠松町田代	388-0111
9			
16			
23			
29			
30			

※入院を必要とされるかたは、上記の二次的病院に入院できることになっています。

※○印は祝日

※在宅当番医制ホームページ

<http://www.hasimagun.gifu.med.or.jp/kyujitu.htm>

### 【歯科系】診療時間10時～16時

#### ◆在宅当番医一覧表

日	医 師 名	所 在	電 話
2	いいだ歯科 飯田敏博	笠松町東金池町	387-3646
9	うえむら歯科 植村俊昭	笠松町長池	388-4118
16	大塚歯科医院 大塚敏樹	岐南町八剣	247-1182
23	きたはら歯科クリニック 北原 誠	岐南町野中	247-8168
29	岐南歯科クリニック 金 昇孝	岐南町八剣北	248-1116
30	久納歯科医院 久納玄裕	笠松町下本町	387-2051

※○印は祝日

※上記以外については、羽島郡救急医療情報センター（羽島郡広域連合消防本部内）へ照会してください。☎388-3799

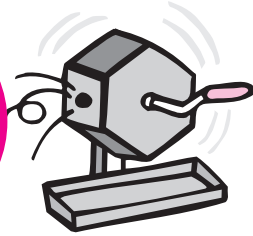
## 羽島梱包株式会社

## 郷土の発展に奉仕する 株式会社加藤組

笠松町円城寺1433番地 <http://www.51katogumi.co.jp/>



体育施設の  
利用抽選会



木曾川学セミナー開講 教育文化課

「地域文化の創造母体としての木曾川」を多視点から考察し、地域文化の再生と創造を目指す学習の場となるよう、各専門分野の研究者による「木曾川学」セミナーを開講します。

【講義日程】5月13日(土)～9月16日(土)まで全10回

(下表のとおり) 午前10時～正午

【場 所】各務原市立中央図書館 (視聴覚ホール)

【定 員】200人

【受講料】1,000円 (申込時に窓口で支払)

【申込開始】4月24日(月) (電話での申込は不可)

【主催者】木曾川学研究協議会 (各務原市・犬山市・岐南町・笠松町で構成)

【申込・問合せ先】各務原市役所文化創造部 木曾川学研究所内(木曾川学研究協議会事務局) ☎383-1042

回	月日	テ	マ	講 師
1	5/13 (土)	享保期における尾張藩の林政改革		岐阜市立女子短期大学 学長 松田 之利
2	5/27 (土)	木曾川中流域にある犬山市というまちについて		犬山市長 石田 芳弘
3	6/10 (土)	川からの都市再生—木曾川学と現代—		各務原市長 森 真
4	6/24 (土)	木曾川の流路と遺跡の立地		南山大学 教授 伊藤 秋男
5	7/8 (土)	(仮題)木曾川上流域をつくる岩石		岐阜大学教育学部 教授 小井土 由光
6	7/22 (土)	(仮題)木曾川周辺の里山の自然と人々の生活		岐阜県立森林文化アカデミー 助教授 柳沢 直
7	8/5 (土)	(仮題)木曾川中流域で食べる。川魚か海魚か?		名古屋経済大学短期大学部 助教授 日比野 光敏
8	8/19 (土)	木曾川流域の文化的景観		愛知淑徳大学現代社会学部 教授 谷沢 明
9	9/2 (土)	川をめぐる人と物の交流の歴史		岐阜大学教育学部 教授 早川 万年
10	9/16 (土)	(仮題)河川をめぐる生活文化		岐阜大学留学生センター 教授 森田 晃一

老人福祉センター浴室の開設日  
変更のお知らせ 福祉健康課

町では、福祉会館内にある老人福祉センター浴室の開設日を4月以降、毎週月曜日、水曜日、金曜日(午後1時から4時まで)に開設日を変更します。

【問合せ先】福祉会館 ☎387-1121

運動場・テニスコート (5月分)

【月 日】4月25日(火)

【時 間】午後7時30分～

【場 所】中央公民館

4月1日から国民健康保険証が  
新しくなります 住民課

新しい保険証は、3月下旬にお手元に届くよう配達記録で郵送しました。お手元に届きましたら、必ず記載内容を確認し、4月1日以降、医療機関で受診される際には、新しい保険証を窓口で提示してください。なお、古い保険証はお使いにならないようハサミで切るなどしてご自身で処分してください。

また、新しい保険証が届いたかたで、既に会社などに就職し職場の健康保険証をお持ちのかたは、速やかに職場の健康保険証・国民健康保険証・印鑑を持って、住民課へ届け出てください。

※保険証が届かなかつたり、不明な点があるときはお問い合わせください。

勤労者に生活資金融資のお知らせ  
環境経済課

【対象者】1年以上町内に在住し、同一事業所に1年以上勤務している20歳以上のかた

【資金の用途】医療、冠婚葬祭、教育、出産費など

【融資限度額】1世帯100万円以内

【融資利息】年利2.43% (2月28日現在)

【返済期間】48か月以内

【担保】不要

【申込先・問合せ先】東海労働金庫県庁前支店 岐阜ローンセンター (岐阜市藪田南一丁目10の1) フリーダイヤル 0120-555-757)

浄化槽法が改正されました

○浄化槽の法定検査は、年1回必ず受検してください。

法定検査を受検しない浄化槽管理者への指導・助言、勧告、命令の規定が設けられました。命令に従わない場合は、30万円以下の過料に処せられます。

受検については、指定検査機関である(財)岐阜県環境管理技術センター(☎276-0321)に依頼してください。

○浄化槽の使用を廃止した場合は、使用廃止届出書を提出してください。

浄化槽の使用を廃止してから30日以内に 役場 環境経済課 に使用廃止届出書を提出してください。届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処せられます。

【問合せ先】

岐阜地域振興局環境課 ☎264-1111

役場 環境経済課 ☎388-1114

株式会社クリモト  
スポーツショップクリモト 春の大感謝祭 営業時間: AM10:00~ PM9:00  
〒501-6087 岐阜県羽島郡笠松町大池町53-1 TEL058-388-2055 FAX058-387-7108

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111  
☎387-5816  
北 事 務 所 ☎387-6266  
福 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171  
中 央 公 民 館 ☎388-3231  
(町体育協会事務局)  
歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156  
総 合 会 館 ☎387-8432  
福 社 会 館 ☎387-1121  
町 社 会 福 祉 協 議 ☎387-5332

# 情報



## 児童手当が拡充されました 福祉健康課

小学校3年生修了前のお子さんを養育されているかたに支給されていた児童手当は、制度が改正され、4月1日から次のようになりました。

対象と思われるかたには、後日通知します。

【問合せ先】福祉健康課児童担当☎388-7171

改 正 前	
対象年齢	小学校第3学年終了前 (9歳到達の最初の年度末) ※平成8年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月(定時払い)
改正後(4/1から)	
対象年齢	小学校第6学年終了前 (12歳到達の最初の年度末) ※平成6年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月(定時払い) ※なお、制度改正による手当は、申請受付状況により随時払いとなります。

## 乳幼児健康支援一時預かり事業の案内

福祉健康課

病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な児童を一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)事業の制度ができました。

【対象児童】

笠松町に在住する生後6カ月から小学校3年生までの児童で病気の回復期にあり、安静の確保が必要であるが、保育所や小学校での集団生活が困難な児童で、かつ、保護者が就労、冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難な児童

【体 制】児童2人につき看護師1人を配置

【利用方法】

事前に登録し、利用に際しては医師の診断書を付けて利用日の前日までに、申請書を提出し利用

【利用時間】

月曜日から金曜日の、午前8時30分から午後4時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は利用できません。

【実施場所】松枝保育所

【利用料】1日1人2,000円(食事、おやつ、オムツなどは、保護者が用意)

【問合せ先】福祉健康課☎388-7171

## 「拓本にふれてみませんか」 参加者募集

歴史民俗資料館

歴史民俗資料館では、拓本をとり、色紙に貼り付けた作品を作る体験コーナーを開催します。

【月 日】5月10日(水)・18日(木)

【時 間】

◎午前9時30分～10時30分・10時30分～11時30分

◎午後1時～2時・2時～3時・3時～4時

【定 員】各時間6人

【材料費】1人150円(当日徴収)

【申込期限】4月28日(金)

【申込先】歴史民俗資料館

☎388-0161

## 企画展

### 拓本 ～笠松の句碑・詩碑たち～

【期 間】4月11日(火)～6月4日(日)

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】月曜日

【入館料】無料



☎388-0161/FAX388-0185

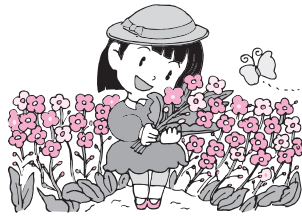
## 広告を募集しています



地域のための資源回収

グリーンリメイク株式会社

058-274-7730



## 「木曾三川連合水防演習」 一般の部・競技参加者募集

総務課

国土交通省、岐阜県、愛知県、三重県、長良川流域関係市町が開催する「平成18年度木曾三川連合水防演習」に多くのかたがたが参加し、水防意識を高めていただくため、競技形式で水防演習を体験していただきたく参加者を募集いたします。

【月 日】5月28日(日)

午前9時～午後2時

【場 所】長良川右岸鵜飼大橋下流(岐阜市)

【内 容】土砂を詰めた「土のう袋」を堤防に積み競技(積み土のう工)

【参加資格】中学生以上(個人、家族、団体等)

【参加料】無料

【申込方法】Eメール、はがき

【記載事項】氏名、参加人数、連絡先(住所・電話番号)

【申込期限】4月28日(金)必着

【申込・問合せ先】県庁河川課 ☎272-1111(内3726)

Eメール c11652@pref.gifu.lg.jp



<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

### 新緑賞[SPII]シリーズ主要競走

- 2日(日) ・奈良津桜特別
- 3日(月) ・スポーツニッポン杯 薄墨桜特別
- 5日(水) ・中京スポーツ杯 第32回新緑賞(SPII)
- 6日(木) ・日刊スポーツ杯 八重桜特別  
・競馬エースチャンピオンジョッキースリシリーズ第6戦
- 7日(金) ・名古屋タイムズ杯 オグリキャップ記念トライアル  
オグリキャップ記念[SPI]シリーズ主要競走
- 23日(日) ・菜の花特別
- 24日(月) ・青菜特別
- 26日(水) ・つつじ特別  
・牡丹賞
- 27日(木) ・競馬エースチャンピオンジョッキースリシリーズ第7戦
- 28日(金) ・農林水産大臣賞典  
第15回オグリキャップ記念(SPI)

ホームページにてレース映像配信実施中  
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信

春の全国交通安全運動  
4月6日(木)～15日(土)

地域ぐるみで守ろう  
こどもとお年寄り



## 麻しん風しん混合予防接種のお知らせ

福祉健康課

今月1日から新しく、麻しん風しん混合予防接種が個別予防接種実施医療機関で接種できます。接種の際には「麻しん風しん混合予防接種予診票」が必要です。「麻しん風しん混合予防接種予診票」をお持ちでないかたは福祉健康センターまでお越しください。

### 【対象者】

- ・第1期 1歳から2歳未満のお子さん
- ・第2期 5歳から7歳未満で小学校就学前の1年間のお子さん(平成12年4月2日生～平成13年4月1日生のお子さん)

ただし、平成18年3月末までに、麻しん及び風しんの予防接種を両方とも接種していないお子さんに限ります。

### 【持ち物】母子健康手帳

詳しくは、福祉健康課までお尋ねください。

## 麻しん・風しん予防接種の経過措置のお知らせ

福祉健康課

3月末まで実施してきました麻しん・風しんの予防接種が、今月1日から麻しん風しん混合予防接種に変わることにより、経過措置として次の対象者のかたは麻しん・風しんの単独予防接種が医療機関で接種できます。接種を希望されるかたは福祉健康センターまでお越しください。

対 象 者	①	1歳から7歳6か月未満のお子さんで、平成18年3月末までに麻しんまたは風しんの予防接種をどちらか1つだけ受けたお子さん
	②	2歳から7歳6か月未満のお子さんで、過去に麻しんまたは風しんのどちらかにかかり、平成18年3月末までにかかっていないほうの予防接種を受けていないお子さん
	③	2歳から麻しん風しん混合予防接種第2期対象年齢前のお子さんで、平成18年3月末までに麻しん及び風しんの予防接種を両方とも受けていないお子さん
	④	1歳から2歳未満の子で、過去に麻しんまたは風しんにかかったお子さん

ただし、①から③の対象者については平成18年度(平成18年4月1日～平成19年3月末)のみ実施します。

### 【持ち物】母子健康手帳

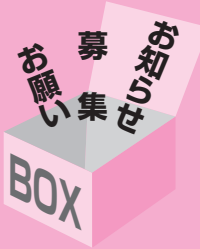
詳しくは、福祉健康課までお尋ねください。

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111  
☎387-5816  
北 事 務 所 ☎387-6266  
福 康 セ ン タ ー 社 ☎388-7171  
中 央 公 民 館 (町体育協会事務局) ☎388-3231  
歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156  
総 合 会 館 ☎387-8432  
福 社 会 館 ☎387-1121  
町 社 会 福 祉 会 ☎387-5332

# 情報



## 第20回「長良川薪能」サポーター募集 (社) 岐阜青年会議所

### 【活動内容】

- ・第20回長良川薪能会場設営・撤収(8月11日・12日)
- ・月1回の会議と各地での広報活動など

【活動期間】 5月13日(土)～8月12日(土)

【対象者】 岐阜市および岐阜市近郊にお住まいで、積極的に参加していただけるかた

【募集人数】 50人

【申込期限】 4月30日(日)

【申込方法】 往復はがき・Eメールまたは(社)岐阜青年会議所ホームページの「応募フォーム」から申込み

【申込・問合せ先】 〒500-8833 岐阜市神田町2-2 商工会議所ビル内(社)岐阜青年会議所 長良川薪能サポーター係 ☎264-8090 Eメール gifujc@ccom.or.jp ホームページアドレス <http://www.gifujc.or.jp>

## 町民グラウンド・ゴルフ大会 町体育協会

【月 日】 4月23日(日)

【時 間】 午前9時30分～

【場 所】 運動公園内運動場

【参加資格】 町内に在住、在勤のかた

【試合方法】 個人戦

【参加料】 1人100円(大会当日徴収)

【申込期限】 4月8日(土)

【申込先】 町体育協会事務局(中央公民館内)

## 町民バレーボール大会 町体育協会

【月 日】 5月7日(日)

【時 間】 午前9時30分～

【場 所】 町民体育館競技場

【参加資格】 町内に在住、在勤のかた  
(1町内2チームまで)

【試合方法】 9人制

【参加料】 1チーム1,000円

(組み合わせ抽選会又は大会当日徴収)

【申込期限】 4月24日(月)

【申込先】 町体育協会事務局(中央公民館内)

### ◎組み合わせ抽選会

【月 日】 4月28日(金)

【時 間】 午後7時30分～

【場 所】 中央公民館

## 町民テニス大会 町体育協会

【月 日】 5月14日(日)

【時 間】 午前9時～

【場 所】 緑地公園内テニスコート

【参加資格】 町内に在住・在勤のかた

【種 目】 ダブルス(事務局で調整しますので1人でも出場可。ただし1人1種目)

①初級者男子の部

②初級者女子の部

③一般男子の部

④男子45歳以上の部

⑤男子55歳以上の部

⑥一般女子の部

⑦女子40歳以上の部

⑧混合ダブルスの部

【参加料】 1人100円(大会当日徴収)

【申込期限】 5月8日(月)

【申込先】 町体育協会事務局(中央公民館内)

## 事業主の皆様へ

### 「労働保険料の申告と納付はお早めに」

#### 岐阜労働局

労働保険の平成17年度確定保険料と平成18年度概算保険料の申告・納付手続きはお済みになりましたでしょうか。

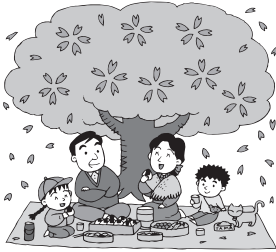
申告・納付の手続きは5月22日が期限です。期限までに正しく手続きを終えていただきますようお願いいたします。

申告書の書き方や内容などでご不明な点は岐阜労働局(☎245-8115)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成21年5月までに始まります。(裁判員制度キャッチフレーズ)

**私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。**

裁判員制度については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)でご紹介していますので、是非ご覧ください。



# 平成18年度固定資産税

## ～評価額に応じた税負担の均衡化～

本年度は、地方税法に定められた固定資産税の3年に一度の評価替えの基準年度にあたります。評価替えは、過去3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直す作業です。評価替えの年度に町税務課によくお尋ね、相談のある質問事例を掲載します。

**Q 地価は下がるのに税金はなぜ下がらないのですか？**

**A** 固定資産税の課税標準額(税金算定の基となる価格)は、今年度の土地の価格(評価額)の70%と定められておりますが、前年度の課税標準額が今年度の価格の70%を下回る場合、今年度から次のように負担の調整をしております。

- ①前年度の課税標準額が、今年度の価格の60～70%の場合  
⇒前年度の課税標準額を据え置きます。
- ②前年度の課税標準額が、今年度の価格の60%未満の場合  
⇒価格の60%に達するまで、価格の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。  
このように地価は下がっても課税標準額が価格の60%に達していない土地では、税金が下がらないこととなります。

**Q 土地の地目等が誤っていたらどうしたらいいのですか？**

**A** 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の土地・家屋・償却資産の所有者が、その固定資産の価格をもとに課税され市町村に納める税金で、毎年4月に固定資産税の納税通知書とともに課税明細書も送付されます。

そのうち土地の固定資産税の課税については、台帳課税主義がとられており、土地に対する課税は、土地登記簿の登記内容にしたがって賦課をしています。

しかし、実際の課税においては、土地登記簿上の地目(又は地積)と現況における地目(又は地積)とが異なる場合があります、このため、地目については現況調査により1月1日(賦課期日)現在の現況により課税をしています。

もし、ご質問のように土地の地目等が誤っていた場合には、申し出により再度現況調査を行うこととなります。その結果誤りがあったことにより税の還付が生じることもありますので、課税明細書など十分ご確認ください。過去においても税の還付となった事例もありますので、十分なご確認をされ、また、お気軽に相談されることが大切です。





## 保健 (健診・予防接種・相談・教室など)

内容	日(曜日)	受付時間	場所
乳児健康診査・BCG予防接種	11日(火)	13:20~14:10	福祉健康センター
ポリオ予防接種	17日(月)	13:30~14:30	
	19日(水)		
1歳6か月児健康診査・フッ化物塗布	13日(木)	13:10~13:50	
3歳児健康診査・フッ化物塗布	27日(木)		
お誕生教室	18日(火)	13:20~14:00	
にこにこ教室	27日(木)	9:20~9:30	
歯みがき教室	7日(金)	13:00~14:30	
	25日(火)		
プレパマクラブ	25日(火)	13:00~13:10	
育児相談・マタニティ相談	7日(金)	13:00~14:30	福祉健康センター
	12日(水)	10:00~11:30	第一保育所
	20日(木)	13:30~14:30	下羽栗会館
	25日(火)	13:00~14:30	福祉健康センター
健康相談	7日(金)	13:00~14:30	福祉健康センター
	12日(水)	13:30~14:30	福祉会館
	20日(木)		下羽栗会館
献 血	5日(水)	9:00~11:00	トミダヤ
		12:00~14:30	ジーエフシー(株)
		15:30~16:30	岐セン(株)



## 4月16日家庭の日

### ▼今月のテーマ

家族みんなで、進学、進級、  
就職などについて  
語り合みましょう

#### 図書室休室日のお知らせ

今月のお休みは、4月16日(日)です。  
中央公民館・松枝公民館・総合会館の図書室には、毎週新しい本が入ってきます。新着本は、ホームページの蔵書検索からご覧いただけます。



## 相 談

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
心 配 ご と 相 談	担当地域民生委員の在宅相談		
悩 み ご と 相 談	5日(水)	13:00~15:00	福祉会館
	19日(水)		
行 政 相 談	在宅相談	行政相談委員 岩田 修 宮川町57 ☎387-3718	
人 権 相 談	在宅相談	人権擁護委員 齋藤好子 中川町20 ☎387-0812 保母勝壽 弥生町30 ☎387-2782 後藤 稔 北及1183 ☎388-1495 杉原貴子 中野256 ☎388-1496	
身 体 障 害 者 相 談	在宅相談	身体障害者相談員 南谷隆行 上本町26 ☎387-2247 早水春生 西宮町131 ☎388-0029 河尻和男 北及1902 ☎387-5788 堀場靖隆 円城寺929 ☎388-3791	



## ご み

収 集 内 容	収 集 日
家庭用燃えるごみ	■笠松地域 毎週月・木曜日 ■松枝・下羽栗地域 毎週火・金曜日
プラスチック製容器包装 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パ ック・古着 金物・ガレキ類 カン・ビン・ペットボトル 紙製容器包装 乾電池・蛍光管	資源とごみのカレンダーで確認 してください。

### ごみ川柳

ごみをポイ そんな気持ちを 先にポイ

岐阜県第7回「ごみ対策」川柳コンテスト佳作作品

### 今月の納税・納付

固 定 資 産 税 1期分  
軽 自 動 車 税 全期分  
国 民 健 康 保 険 税 1期分  
介 護 保 険 料 1期分  
納期限 **5月1日(月)**まで

# 平成18年4月から 年金制度が変わります!

## 国民年金

【問合先】  
岐阜南社会保険事務所  
☎273-6161

### ○保険料額が改正されます

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げされ、月額13,860円となります。

### ○ご存知ですか? 学生納付特例制度! そして若年者納付猶予制度!

20歳以上のかたは、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満のかたであって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金などを受け取ることができなくなります。

手続きは役場住民課保険年金の窓口で申請してください。

※学生のかたは申請の際に学生証を持参してください。

### ○障害基礎年金と老齢(遺族)厚生年金が併給できるようになります

これまで、障害基礎年金の受給権者は、老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給はできないことになっていましたが、平成18年4月から65歳以上のかたについては、受給権者からの申出により、障害基礎年金と老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給が可能となります。

### ※留意事項

- ①併給の申出は平成18年4月1日から可能です。
- ②制度改正前から当該年金を受給しているかたも対象となります。
- ③障害基礎年金と退職共済年金(または遺族共済年金)も併給可能です。
- ④特別障害給付金は、今回の併給対象とはなりません。

お問合せは「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または最寄りの社会保険事務所の電話番号におかけください。

教育委員会  
だより

## 期待と不安の混じる季節 〜家族の支え方は?〜

春です。子どもの世界では、卒業、入学、進級と新たな一歩を踏み出す時期でもあります。子どもたちの心理はどうでしょう。

「うきうき、わくわく」で表されるような、何かしら気分が高揚した状態でしょうか。さらには、「新たな気持ちでがんばるぞ」とやる気が高まることが多いことでしょうか。

一方、この逆もあります。「どきどき」という心理です。子どもの中には、新しい環境の中で、人との関係をとらむすぶことが不得手な子どももたくさんいます。

さて、このような時期に子どもたちが少しでも心を安定させるにはどうしたらよいでしょう。

先日、ある家族映画を見ました。舞台は、昭和三十年代の東京です。その中のエピソードです。

ある女性が、集団就職で東京に出てきました。一人、町工場で働くことになり、

毎日、一生懸命働きます。

夜になると遠く東北の母親へ手紙を書き送ります。ところが、その返事は、一月たっても二月たっても一通も届きません。「わたしのことがじゃまだったんだ。」「知らない子だったんだ。」と彼女は思い始めます。ところが、母親は、ちゃんと返事を書いていました。しかし、預けた工場のおかみさんに「半年の間は、手紙を本人に渡さないで欲しい。」

子どもが、かえってふるさとを懐かしみ、悲しい思いをする。新しい暮らしになるから。」と頼んでいたのです。そのことが分かって、彼女は、手紙を読みながら涙します。

三月、四月の新しい環境になって、期待と不安が混じり合うこの季節に、どのような支え方をすると真に本人のためになるのでしょうか。一度、家庭や地域の話題にしたいところです。

話題にしたいところです。

# なかま

## 人生を皆さんと楽しく！ 邦楽くらぶ



私たち邦楽くらぶは、第一に楽しむことをモットーにしています。

もちろん、自分のやりたい尺八、三味線、琴など古来の楽器を学びながら、老若男女が集まり、話の花を咲かせることが多いです。

この地域だけでなく、多くの支部があり、学びたいかたの間も考慮しながら、多くのかたがたと友達になりましょう。

楽器を借りることが出来ますので、一度試してみませんか。お待ちしております。

【活動日】毎週土曜日午後7時30分  
【場所】下羽栗会館  
【連絡先】円城寺 岡崎郁也宅

☎38713380

### おなまえは

いちやなぎ そう すけ  
**一柳宗佑**くん(長池)  
(H17.4.24生)

一柳 昇・範子さんの子

僕は今ひとい歩きの練習中。  
毎日転んでばかりだけど早く上手に歩けるようになったらいいのになあ。  
ごはんをいっぱい食べて  
お兄ちゃんに負けない元気で強い子になるぞ！



### おなまえは

しみず りら ね お  
**清水鈴来**ちゃん**希桜**くん  
(中野) (H17.4.11生)

清水一紀・香代子さんの子

始めまして。双子の姉弟 いらねえおです。  
いつも一緒に遊んでいたいおらしいところも仲良しなんだよ。  
たまにおもちゃの取り合いでケンカになっちゃうけどね。  
歩けるようになって、お外で遊ぶのが楽しみだな。



こ  
ん  
に  
ち  
は

## こんなときどうするの Q&A

このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。

**Q** 赤のランプと緑のランプが交互に点滅したり、赤のランプが点灯しているのですが、故障しているのでしょうか。

**A** 故障ではありません。停電など非常時のために入れてある乾電池がなくなった信号です。早めに乾電池を交換し、コンセントは常時入れたままでご利用ください。

**Q** 引越したいのですが、無線機はどうしたらいいのですか。  
**A** 住民課窓口へ必ずお返しください。

【問合先】総務課

### 2月号広報クイズの答え

当選者 百五十人  
中島典子、森 幸代、西本洋子 (敬称略)

### まちの人口

	平成18年3月1日現在	前月比
人口	22,411人	(減 31)
男	10,778人	(減 11)
女	11,633人	(減 20)
世帯数	7,819世帯	(減 12)